平成２８年度第２学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎３	教員名	髙橋智也

【問題１】

次の【事実】を前提として【設問１】及び【設問２】に解答しなさい。なお、【設問１】及び【設問２】は相互に独立した問題である。

【事実】

1. Ａ社は、衣料品の製造を行っている事業者であり、Ａ社が所有する甲土地に衣料品製造工場を建設する計画を立てた。この工場建設計画に伴い、Ａ社は、Ｂ社との間では工場建設を内容とする請負契約（以下「本件請負契約」という。）を、Ｃ社との間では衣料品製造用機械の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を、それぞれ締結した。

2. 本件請負契約の内容は次の通りである。すなわち、① Ａ社は、Ｂ社に対して、代金 8,000 万円で製造工場の建設を請け負わせる、② Ａ社は、Ｂ社に対して、製造工場の引渡日から６ヶ月後・12 ヶ月後・18 ヶ月後・24 ヶ月後に、それぞれ 2,000 万円を支払う、③ Ａ社が、②に定めのある期日に請負代金を支払わない場合、請負代金残額の弁済期が即時に到来する、というものである。なお、Ａ社とＢ社は、本件請負契約に基づいてＢ社がＡ社に対して有する請負代金債権を担保する目的で、Ｂ社が建設する工場に、Ｂ社を債権者とする抵当権を設定する契約（以下「本件抵当権設定契約」という。）を締結した。

3. Ｂ社は衣料品製造工場乙を完成させ、2016 年 3 月 20 日、Ａ社に対して乙を引き渡した。また、同月 21 日、本件抵当権設定契約を原因として、Ｂ社を債権者とする順位一番の抵当権設定登記手続が乙につき行われた。

4. Ａ社は、同年 4 月 1 日、乙をＤ社に対して賃貸する旨の契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、乙をＤ社に対して引き渡した。Ｄ社は、Ａ社の代表者であるａの実弟ｄが同年 3 月に設立した衣料品製造会社であったが、Ａ社は、衣料品製造工場の建設計画を立てた当初から、ｄが代表を務めることになる会社に衣料品製造の一部を請け負わせるつもりであった。本件賃貸借契約はｄの起業支援の一環として締結されたものである。なお、本件賃貸借契約において月額賃料は 5 万円と定められており、敷金や保証金等に関する特段の定めは存在していない。

【設問１】

Ａ社は、2016 年 9 月 20 日、Ｂ社に対して 2,000 万円を弁済することができなかった。そこで、Ｂ社は、同年 11 月 1 日、乙について担保不動産競売を申し立てたが、Ｄ社が乙において衣料品製造を継続していることを主な原因として、買受人が現れなかった。Ｂ社は、Ｄ社に対して、乙から退去するように求めたいと考えているが、Ｂ社の請求が認められるか否かを、【事実】1.から 4.に照らして検討しなさい。（配点：35 点）

【事実】（以下は【事実】1.に後続する事実である。）

5. 本件売買契約は、A社の代表者aとC社の代表者cとの間で締結されたものである。A社とC社は過去に何度か取引を行ったことがあり、aとcは、cの部下であるeも交えてゴルフに行くなど、仕事以外でも親交があった。なお、A社とC社を代理して契約を締結する権限または契約の履行に関連する業務を行う権限はaとcのみが有しており、eにはそれらの権限がない。

6. 本件売買契約は2016年2月20日に締結されているところ、その内容は次の通りである。すなわち、① C社は、A社に対して、衣料品製造機械丙を代金500万円で売却する、② A社は同年3月10日に代金のうち200万円を支払う、③ A社が、②に定めのある支払いを行った後、同月15日に代金残額300万円の支払いと丙の引渡しを同時に行う、というものである。

7. eは、2016年3月10日、A社のもとを訪れ、200万円の支払いを求めた。従来、A社とC社は現金取引を行ってきたが、cとeが連れ立って来訪することがほとんどであり、eだけがA社に来ることはなかった。eによると、cはインフルエンザに罹患したためA社に足を運ぶことはできないということだったので、eに弁済を受領する権限があると考えたaは、eに対して200万円を支払った。なお、その際、eが、aに対して、「インフルエンザで寝込んでるんで、A社にはおまえだけで行ってくれ。すまん。」という内容のスマートフォンのメール（以下「本件メール」という。）を提示したこともあり、aはeの説明に特に疑念を持たず、cまたはC社に対して特段の問い合わせを行わなかった。

8. A社は、同月15日、C社に対して、300万円の支払いと引き換えに丙を引き渡すように求めたが、C社はこれを拒絶した。その理由は、本件売買契約②及び③の定めがあるところ、A社は、C社に対して、200万円の支払いを行っていない、という点にあった。そこで、aがcに説明を求めたところ、eは同月1日付で依願退職しており、A社から受領した200万円を持ち逃げしたらしいこと、cは同月8日から出社しておらず、15日になってようやく出社したが、その間、妻の入院に付き添っていたこと、本件メールはcが送信したものではなかったこと、などが明らかとなった。

【設問2】

A社は、残余の300万円だけを支払って丙の引渡しを受けたいと考えている。その前提として、A社は、eに対する200万円の弁済が有効であるという主張を行うつもりであるが、A社の主張が認められるか否かを、【事実】1.及び5.から8.に照らして検討しなさい。

（配点：40点）

民法基礎3 設問2 和田 澪

1、A社はC社に対して、478条に基づいて、自己（A社）のeに対する200万円の弁済は有効であると主張することが考えられる。A社の主張は認められるか。

2、(1) ~~478条が認め~~ A社の弁済が有効となるには、①Aの給付が債務の本旨に従っていること、②①の給付がAの債務についてなされたこと、③eが受領権者らしい外観を有すること、④Aが~~無過失~~善意であること、⑤Aが無過失であること、が必要である。

OK

(2) 478条の要件として、債権者~~との~~（C社）の帰責性を求めるべきか、という問題があるが、478条と表見代理とではそもそも制度趣旨が異なるため、不要とする。

したがって①～⑤の要件を検討する。

3、(1) 本件売買契約において、A社は2016年3月10日にC社に対し200万円を支払う債務を負っている。A社はその債務に従い、期限の日に、現金で200万円~~を~~の支払いをしている（①②充足）。

(2) 過去に、ゴルフを通じてa ~~もeは面識がありaはeがCの部下だと知~~ は、Cの部下としてのeと面識がある。また、CがA社に来訪する際はeと連れ立っていた。~~その~~ これらの事情からaはeがCの部下であるという事は、しっかり認識している。そして、eはaに本件メールを見せており、それによってaはeを受領権者だと思い支払いをしている。

したがって、eには受領権者らしい外観を有していたといえる（③充足）。

(3) ~~今までいう善意とは~~ aは、eに受領権限があると信じて弁済をして~~いるため、aに善~~ おり、善意だといえる（④充足）。

善意とは

(4) 今までの取引では、Cとeが連れ立ってA社に来訪していたにもかかわらず、2016年3月10日の取引では、eだけがA社に来訪している。この事情からA社としては、eに受領権限があることを~~調査~~C社に問い合わせるなどして、調査、確認すべきであったともいえる。

OK？

しかし、~~eとCが連れ立ってA社に来訪することなく、C社とA社が何度か現金取引を行ってきたことによれば~~ eは過去に、Cとともに A社に来訪し、~~現金取引に携わってきた。~~ 何度か現金取引に携わってきたが、今まで問題が生じたことはなかった。また、eはaに本件メールを提示しており、Cがeに受領権限を~~与え~~ 与えているように見せている。~~今までも、ゴルフなどでもa~~ 今までの何度かの取引や、ゴルフなどから、aがeをCの信頼する部下であると思うのは当然であり、そのeが~~Cから送信された本件メール~~ 提示したメールを信じ、C社に調査、確認しなかったことはやむを得ないといえる（⑤充足）。

4、したがって①～⑤を充足し、（Aのeに対する弁済は有効となり、）Aの主張は認められる。

H28 民法 3 期末（問題 1・設問 2）

井上沙耶

1　A 社は、e に対する 200 万円の弁済が有効であるという主張をするにあたって、民法 478 条による主張を行うことが考えられる。認められるか。

2　かかる主張が認められるための要件は、①受領権者としての外観を有する者に対する債務の履行、②弁済受領者が、受領権者としての外観を有する者であること、③弁済者の善意、④弁済者の無過失、が必要である。

OK.

(1)　ここで、債権者の帰責事由の存否が民法（以下法令名略）478 条の要件とされるべきかが問題となる。

ア　この点、478 条の趣旨は、表見代理に関する規定と同じく外観に対する信頼を保護する点にある。そして、478 条による特別の信頼保護の理由として、弁済の簡易迅速な処理があげられる。すなわち、債務者に弁済相手の受領資格につき慎重な調査を求めると、調査のために弁済が遅れると遅滞の責任を問われかねないため、適当ではない。

イ　債務者は、弁済の時点までに看取可能な事情のみから相手方の受領資格の有無を判断すればよく、その判断に過失がなければ不利益を受けないとする必要がある。

OK

(2)　したがって、債権者の帰責事由の存否は、債務者にとって弁済時に看取可能ではないため、478 条の要件とするべきではないと解する。

(3)　そこで、要件①～④について検討する。

ア　①について、a は、2016 年 3 月 10 日、e に対して 200 万円を本件売買代金の債務として、200 万円を支払っている。本件売買契約では、同日、丙の代金 500 万円のうち 200 万円を支払うことを定められており、a はこれに従い債務の履行をしている。

イ　②について、e は①の際、a に対し、本件メールを提示して、本件売買代金の支払を請求した。本件メールは、真の債権者である c が e に受領権限を付与したと思われる内容であり、以前から A 社と C 社との現金取引の際には c と e が連れ立って来訪することがほとんどであり、e による事情説明によって a は e に受領権限があると考えた。これらの事情から総合考慮すると、e には受領権者としての外観を有する者であったといえる。

ウ　③について、a は弁済時、e に受領権限があると考えていたため、善意といえる。

(4)　そして、要件④については、受領権者としての外観を有する者に対する弁済が有効であれば、債権者は債務者に対する権利を失うから、弁済者において、自己の無過失を主張・立証しなければならない。そして、過失の有無の具体的な判断は、①調査義務の存在、②①に基づく相当な措置を講じたか否かを総合的に考慮して判断すべきである。

ア　たしかに、a は e とこれまで仕事以外でも親交があり、e が同月 1 日付で依願退職していることも a としては知らなかったものである。また、以前から A 社は C 社と取引を何度かしており、その際にはほとんど e も連れ立って訪れており、本件メールからも、c が来ることができない理由につき一定程度の相当性がある。

イ　しかし、これまでの A 社・C 社間の取引において、e が随行していたとしても、部下として a を補助する形で随行していたのみで、これまで e が単独で取引したことはなかったことから、本件メールが示されたとしても c に確認すべきであったといえる。

ウ　これらの事情から、a は、e の受領権限につき、c に確認すべき調査義務があり、これを怠っているから、過失があるといえる。

(5)　したがって、④について、無過失とはいえず、要件を充たさない。

3　よって、A 社の e に対する 200 万円の弁済は、無効である。A 社の主張は認められない。

Ok.

以上

第（ ）問

1. 本問において、A社の、eに対する200万円の弁済が有効であるという主張は、認められるか。

弁済とは、債権を消滅させる行為である。受領権を有する債権者に対して行われないと、債権は消滅しないのが原則である。

しかし、債務者が弁済をした相手方が、受領権者としての外観を有するに過ぎない者で、受領権限を持たない者だと知らない場合、債務者は、不測の損害を被る。

そこで、本問においては、478条の適用が、問題となる。OK.

2.(1) 478条の受領権者としての外観を有する者に対する弁済が認められるための要件は、①債務者の弁済が ~~本旨~~ 債務の本旨に従っていること、②①の弁済が債務者の債務についてなされたこと、③債務者が弁済受領者に受領権限がないことについて善意無過失であること、④弁済受領者が、受領権者以外の者であって、取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有していること、⑤④の外観の作出または放置について、債権者に帰責事由があること、である。

(2) ア 本問において、債務者Aがeに対してした ~~弁済は~~、200万円の弁済は、A社とC社との間で締結された本件売買契約によるものである。当該契約におけるA社の債務は、2016年3月10日に、まず、200万円を支払うというものであった。よって、Aは債務の本旨どおりの弁済をしたので①を充足する。

イ. 200万円支払うという債務は、A社のC社に対する債務である。したがって、②も充たす。

ウ. aは、2016年3月10日の時点で、eに受領権限があると考えていた。

第（ ）問

よって、aはeに受領権限がないことについて善意である。

また、過失とは、注意義務違反のことをいう。具体的には、債務者が、弁済受領者に受領権があるかどうかについての確認・調査義務を怠った場合は、過失があったといえる。

本問では、eは、cがインフルエンザで寝込んでいるため、A社に1人で向かうよう指示された旨のメールをaに提示した。このとき、aには、eが本当にeだけで取引をするように伝えたのかcに確認するべきという義務が生じたといえる。

しかし、従来から、A社はC社と現金取引する際、cとeが2人で行うことがほとんどであったことから、今回も今までと同様に問題なく、取引を行えると考え確認を行なわなかったと考えられる。

また、eから cはインフルエンザに罹患しているとの事情を聞いて、aはcの体調を配慮してあえて連絡を控えたとも考えられる。

よって、aはeに受領権限があるかどうかの確認をしなかったことについて過失があるとは言い難いので、③を充たす。

エ. aとcとeは、一緒にゴルフに行くなど仕事以外でも親交があった。過去の取引においても、aとcだけでなく、eも参加していた。これらの事実から、社会通念上、eは受領権限を有するという外観がある。（説明になっていない）

よって、④を充たす。

オ. 2016年3月8日の時点でcは妻の入院に付き添うことになるため同月10日のA社との取引を行うことが難しいと分かっていたはずである。にもかかわらず、cはaに対し、その旨の連絡をしていない。

（第　問）

よって、Cには、bに受領権限があるかのような外観を作出したという帰責性が認められる（⑤充足）。

3.　したがって、aのbに対する200万円の弁済は有効なものといえる。ので、A社の主張は認められる。

以上

再チャレ④ 民法3 H28 [設問2] 1枚目 野口実采

1. A社のeに対する200万円の弁済は有効であるという主張は認められるか。受領権限のないeへの弁済が有効な弁済といえるかが問題となる。

2. (1) ア. そもそも弁済とは、債務の本旨に従った給付を行うことにより、債務を消滅させる行為をいう。そして、受領する権限がある者に対して行うのが原則である。

本件において、弁済の受領権者はCであるのにもかかわらず、A社はeに対して200万円の弁済を行っている。eに対しての弁済が有効なものであると信じて行った弁済であるならば、A社を保護する必要性は高い。

イ. そこで、民法（以下法令名省略）478条は、「受領権者としての外観を有する者」に対して行った弁済が有効となる場合があることを規定する。

そのため、eが478条の「受領権者としての外観を有するもの」に該当すれば、eへの弁済も有効となる。

(2) ア. そこで478条が認められるための要件は以下の通りである。

①弁済者の給付が債務の本旨に従っていること、②①の給付が弁済者の債務についてなされたこと、③弁済者が善意であること、④弁済者が無過失であること、⑤弁済受領者が受領権者らしい外観を有することが挙げられる。

また、債権者の帰責事由について、この要件の要否には争いがあるが、条文にはない要件であるため、要件には加えないと解する。

イ(ア) これを本件についてみると、A社の行為は、[事実]6から、A社は2016年3月10日に代金のうち200万円を支払うとの本件

OK

売買契約を締結していることから、A社の債務は代金支払債務であり、金額200万円を支払うことが内容になっているといえ、A社は債務の本旨に従った給付をしたといえる（①充足、②充足）。

(イ) 478条にいう「善意」とは、弁済受領者に受領権限があると弁済者が信じたことを意味する。A社は、eからCはインフルエンザに罹患したと聞き、また、eがCからもらったという本件メールを開示したため、特に疑念を持たずに200万円を渡している。

本件メールから、eに受領権限があると考えることは、通常ありえることであり、このことから、eに受領権限があるとA社は信じたといえる（③充足）。

(ウ) そして、過失について、478条における過失とは、債権者が弁済受領者の受領権限があるか否かを調査・確認すべきであったのにこれを怠ったことをいう。

確かに、A社はいつもはCとeが現金取引に来訪しているのにもかかわらず、弁済した日はeだけが来訪していたり、eの説明に対して特に疑念を持たず、C社に本社への問い合わせを行わなかったりと確認不足であったとも評価しうる。

しかし、eも今まで現金取引に居合わせていたことや、本件メールの開示があったことなどを考慮すれば、A社はeに受領権限があると信じたことについて過失がない（④充足）。

(エ) eはA社への現金取引が初めてではないことや、本件メールを開示することにより、自己に受領権限があるように振る舞っている。

eのこの行為は、受領権者らしい外観を有するといえる（⑤充足）。

(ア) 以上のことから、eは478条の「受領権者としての外観を有するもの」に該当する。~~そして~~そのため、eへの弁済も有効である。

3. よって、A社のeに対する200万円の弁済が有効であるという主張は認められる。

以上

（第　問）

（第　問）

H28 民法3 期末テスト　　井料圭菜

1. A社の主張は認められるか、以下検討する。本件においてA社は受領権者ではないeに弁済をしているのでeに対する200万円の弁済を有効であるということは原則できない。しかし、eが受領権者としての外観を有していれば478条が適用され、例外として受領権者ではない者にした弁済も有効となる。以下本件について検討する。

OK.

2. 478条の要件は、①弁済者の給付が債務の本旨に従っていること ②①の給付が弁済者の債務についてなされたこと ③弁済者が善意であること ④弁済者が無過失であること ⑤受領者が受領権者らしい外観を有することである。これらの要件を満たせばA社の弁済は有効である。

弁済の要件

3. ①について、債務の本旨は、2016年3月10日にA社が代金のうち200万円を支払うことであり、Aの給付は2016年3月10日に行われている(①充足)。②について、①の給付はA社の債務である(②充足)。③について、ここでの善意はA社のeに対する積極的信頼である。A社は、eに本件メールを見せられ、eを信頼していた(③充足)。④について、A社は弁済をする際にcに対してeが受領にきていることについて確認をすべきであった。しかし、cはそれを怠り、特段の問い合わせをしていない(④不充足)。⑤について、eはaとcとともにさいつへ行くことや本件メールを提示するなどcから依頼されて受領権者としてA社に受領しにきたかのような受領権者としての外観を有していた(⑤充足)。以上のことから、本件は478条の要件を満たさないため、Aの弁済は有効ではない。

4. 以上のことから、Aの主張は認められない。　OK

以上

〜とかいてあり。

なにとを知らなかったこと。

なぜeが受領権者であるとしたか。

言いすぎかも。

あくまで債務者を守る規定なので。

なお、債権者の帰責性については、478条の趣旨に反するため、検討しない。

債権者にとっては二重払いの危険性がある。

A ←売買→ C
機械 丙
a　　c e
3/10 200万
3/15 300万 ←→ 引渡
a→e.